

作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部

ガバナンス・コード

学校法人船田教育会

目 次

目次	2
はじめに	4
1. 「私立大学版 ガバナンス・コード」制定の目的・意義	
2. 「私立大学版 ガバナンス・コード」制定における指針	
3. 「私立大学版 ガバナンス・コード」の運用	
「私立大学版 ガバナンス・コード」	6
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1－1 建学の精神	
（1）建学の精神・理念	
（2）建学の精神・理念に基づく人材像	
1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	
（1）建学の精神・理念に基づく教育目的等	
① 大学の教育目的及び研究目的 ／ ② 大学院の教育目的及び研究目的	
③ 女子短期大学部の教育目的及び研究目的	
（2）中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて	
（3）私立大学の社会的責任等	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	9
2－1 理事会	
（1）理事会の役割	
2－2 理事	
（1）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	
（2）学内理事の役割	
（3）外部理事の役割	
（4）理事への研修機会の提供と充実	
2－3 監事	
（1）監事の責務（役割・職務範囲）について	
（2）監事の選任	
（3）監事監査基準	
（4）監事業務を支援するための体制整備	
（5）常勤監事の設置	
2－4 評議員会	
（1）諮問機関としての役割	
（2）評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	
（3）評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状	

- 況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮詢に答え、又は役員から報告を徴することができます。
- (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審査議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。
- 2－5 評議員
- (1) 評議員の選任
 - (2) 評議員への研修機会の提供と充実

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	13
3－1 学長	
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	
(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	
3－2 教授会	
(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	14
4－1 学生に対して	
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	
4－2 教職員等に対して	31
(1) 教職協働	
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	
4－3 社会に対して	
(1) 認証評価及び自己点検・評価	
(2) 社会貢献・地域連携	
4－4 危機管理及び法令遵守	32
(1) 危機管理のための体制整備	
(2) 法令遵守のための体制整備	
第5章 透明性の確保（情報公開）	33
5－1 情報公開の充実	
(1) 法令上の情報公表	
(2) 自主的な情報公開	
(3) 情報公開の工夫等	
おわりに	35

はじめに……日本私立大学協会、私立大学基本問題研究委員会・大学事務研究委員会作成

1. 「私立大学版 ガバナンス・コード」制定の目的・意義

- (1) 学校法人は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めしていく。
- (2) 学校法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。
- (3) 学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。
- (4) 学校法人は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育、研究、社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問い合わせていく。
- (5) 私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性とともに自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「私立大学版ガバナンス・コード」の制定は重要な意義がある。

2. 「私立大学版 ガバナンス・コード」制定における指針

本協会全加盟大学を対象とした「私立大学版ガバナンス・コード」は、「私立大学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めること」を目的とし、以下の5つの原則に基づき国民に対して宣言するものとする。

- (1) **私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重…建学の精神等**
- (2) **安定性・継続性…学校法人運営の基本（権限・役割の明確化）**
- (3) **教学ガバナンス…学長の責務、権限・役割の明確化**
- (4) **公共性・信頼性…ステークホルダーとの関係**
- (5) **透明性の確保…情報公開等**

3. 「私立大学版 ガバナンス・コード」の運用

本協会全加盟大学は、様々な成り立ちや沿革の中で各法人の拠って立つところが形成されてきているということに十分に配慮することが求められる。

については本協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」は、指針を示すガイドラインとするが、加盟大学の実状に応じ、公共性と自主性を基本にした自律的な取組みとして活用されることを期待する。

今後も、法令改正等に応じて必要があれば改正し、より適切な「私立大学版ガバナンス・コード」を目指したい。

以上

「私立大学版 ガバナンス・コード」

以下、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード」に沿って、作新学院大学（大学院を含む）・作新学院大学女子短期大学部の建学の精神・理念に従い、これを規範として、実状に応じて、公共性と自主性を基本とした自律的なガバナンス・コードを制定する。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、その基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人船田教育会作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部の建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在するために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1－1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

建学の精神・理念は次のとおりです。

「作新民」の理念と「自学・自習」「自主・自律」の精神に基づく教育を実践。

作新学院は、1885年（明治18年）、船田兵吾によって「私立下野英学校」として創立され、今日まで130年の歴史を刻んできました。「作新」とは中国の古典『大学』にある一節に由来する言葉です。作新学院は「作新民」の理念とともに教育方針として「自学・自習」「自主・自律」をかかげて新しい人材の育成に努めてきました。そしてこれらの理念と教育方針は、1世紀を経て今日の作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部に脈々と受け継がれています。

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。

本学は、この「作新民」を建学の精神として「時代の変化にきちんと対応し、自らを常に新しくできる人材を育てるここと」を教育目標にかかげ、学生が若さと活力を發揮し明るく学ぶ大学つくりを目指しています。

1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

① 大学の教育目的及び研究目的（大学学則第1条）

本学は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に則り、時代の変化に対応して自らを常に新たにする能動的人間の育成を目指す「作新民」を建学の精神とし、組織と人間にに関する幅広い教養と実践的な専門性を授け、もって持続可能な社会の創造に挑戦し、未来を切り拓く人材を育成することを目的とする。

①-1 経営学部経営学科の教育目的及び研究目的 (大学学則第1条2(1))

経営学部経営学科は、経営資源(人・モノ・カネ・情報)のマネジメント及び研究開発・生産・販売・マーケティング等の経営プロセスを実践的に理解するとともに、幅広い見識とグローバルな視点から、各方面と協働し、イノベーションを起こして新たな価値を創出する共創力を發揮し、もって地域社会を支えうる人材を育成することを目的とする。

①-2 経営学部スポーツマネジメント学科の教育目的及び研究目的 (大学学則第1条2(2))

経営学部スポーツマネジメント学科は、スポーツを自ら体験しつつ、スポーツを「する(play)」、「みる(watch)」だけでなく、スポーツを「支える(support&management)」視点に立って事業としても持続可能となるスポーツの振興及びスポーツビジネスをマネジメントし、もって地域の活性化に寄与できる人材を育成することを目的とする。

①-3 人間文化学部発達教育学科の教育目的及び研究目的 (大学学則第1条2(3))

人間文化学部発達教育学科は、小学校教員養成を主たる目的とし、さらに小学校教諭一種免許を基礎免許とした、小学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭一種免許状、または小学校教諭一種免許状と中学校・高等学校教諭一種免許状(国語)を取得し、もって地域社会の初等教育・特別支援教育・中等教育に貢献する人材を育成することを目的とする。

①-4 人間文化学部心理コミュニケーション学科の教育目的及び研究目的 (大学学則第1条2(4))

人間文化学部心理コミュニケーション学科は、臨床心理士及び公認心理師等の心理職養成に関連した学問領域を修め、さらに心理学と、コミュニケーションツールとしての「社会学・言語文化」を修得し、もって地域のソーシャルサービスを担える人材を育成することを目的とする。

①-5 総合政策学部総合政策学科の教育目的及び研究目的 (大学学則第1条2(5))

総合政策学部総合政策学科は、地域発展ために新たな学際的探求が要請されていることにかんがみ、政治、行政、法律、経済その他の各専門分野の教育研究を総合的に行うとともに、地域ニーズに即した課題発掘、政策の立案及び実践の能力を習得させ、地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

② 大学院の教育目的及び研究目的 (大学院学則第3条)

本大学院は、作新学院大学(以下、「本学」という。)の目的使命に則り基礎研究を推進し、高度かつ専門的な学術の理論及び応用を教授研究するとともに高い学識と研究能力を養うことによって、人類文化の向上発展に寄与する人物を育成することを目的とする。

②-1 経営学研究科の教育目的及び研究目的 (大学院学則第3条2(1))

経営学研究科においては、特定の分野についての精深な専門性を究め、自立して研究活動が行える創造的・独創的な研究能力と実践課題に的確に対応できる実践応力の涵養を基本とし、特に、該博な学識と広い視野を備えた人間性豊かでバイタリティに富んだ研究者、あわせて産業界をリードする高度の実務家の養成を目的とする。

②-2 心理学研究科の教育目的及び研究目的 (**大学院学則第3条2(2)**)

心理学研究科においては、今日の教育、医療、福祉などの領域における幅広い問題対処しうるために、心理学領域における基礎研究と応用研究を推進し、心理学における高度の学識、研究能力、実践力をもって専門的な業務に従事しうる高度専門的職業人を養成し地域社会ひいては国際社会を担えるような人材を育成することを教育研究上の目的とする。

③ 女子短期大学部の教育目的及び研究目的 (**短期大学部学則第1条**)

本学は作新学院設立の精神に則り、高潔な人格と確乎とした職見を養い、時代の要請に応え、実際的職業に即応し、自ら学び、自らを律し、自主的に行動できる女性を育成することを目的とする。

③-1 幼児教育科の教育目的及び研究目的 (**短期大学学則第1条2**)

- (1) 保育者としてふさわしい資質を備え、常に時代の要請に自ら進んで対応できる能力を養う。
- (2) 保育者に必要な保育の理論や実践的な技能を、自ら進んで学び高めようとする態度を養う。
- (3) 保育者としてふさわしい豊かな個性や協調性を持ち、学問的な裏付けを持った実践を行うことができる能力を養う。

(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、将来計画検討委員会で進捗状況を把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例
 - ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを表現する教育目標
 - イ 教育改革の具体策と実現見通し
 - ウ 経営・ガバナンス強化策
 - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開

- オ 財政基盤の安定化策
- カ 設置校の入学定員確保策
- キ 設置校の教育環境整備計画
- ク グローバル化、ICT 化策
- ケ 計画実現のための PDCA 体制

(3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

- ① 意思決定の議決機関としての役割
 - ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。*（学校法人船田教育会寄附行為第17条）*
- ② 理事会の議決事項の明確化等
 - ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為に明示します。*（学校法人船田教育会寄附行為第17条）*
 - イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。*（学校法人船田教育会寄附行為第19条）*
 - ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。*（学校法人船田教育会寄附行為第7条）*
- ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 *（学校法人船田教育会寄附行為第17条）*
 - ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評

価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限移譲

ア 学長が任務を果たすことができるようするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性ある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規程を整備します。

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

2-2 理事

（1）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。**（学校法人船田教育会寄附行為第12条及び第14条）**

② 理事長を補佐する理事として、常任（勤）理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。**（学校法人船田教育会寄附行為第13条）**

③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。**（学校法人船田教育会寄附行為第6条及び第11条）**

④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。

⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。**（学校法人船田教育会寄附行為第20条）**

⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。

⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について（学校法人船田教育会寄附行為第16条）

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任（学校法人船田教育会寄附行為第6条及び第8条）

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は2人又は3人置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

- (3) 監事監査基準 (学校法人船田教育会監事監査規則)
- ① 監査機能の強化のため、学校法人船田教育会監事監査規則等を作成します。
 - ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
 - ③ 監事は、学校法人船田教育会監事監査規則に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。
- (4) 監事業務を支援するための体制整備
- ① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
 - ② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
 - ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研究内容の充実に努めます。
 - ④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
 - ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。
- (5) 常勤監事の設置 (学校法人船田教育会寄附行為第6条)
- 監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。
- ## 2－4 評議員会 (学校法人船田教育会寄附行為第24条)
- (1) 諮問機関としての役割 (学校法人船田教育会寄附行為第26条及び27条)
- 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。
- ① 予算、事業計画に関する事項
 - ② 中期的な計画の策定
 - ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産処分に関する事項
 - ④ 役員報酬に関する基準の策定
 - ⑤ 寄附行為の変更
 - ⑥ 合併
 - ⑦ 私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散
 - ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項
 - ⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの
- (2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。
- (3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、

役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。
(学校法人船田教育会寄附行為第27条)

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。
その際、事前に理事長は、当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任 *(学校法人船田教育会寄附行為第28条)*

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有職者を選出します。
- ④ 評議員の選出方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いといたします。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行ないます。
- ② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は作新学院大学学長選任規程に基づき、「理事会が行う」とあり、規程において、「学長は、理事長の命を受けて *(大学学長選任規程第8条)* 大学教学運営を統括し、所属教職員を統督する。*(大学学則第45条、短期大学部学則第43条)*」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則第1条に掲げる「作新民」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。

- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

- ① 大学に副学長を置くことができる（大学学則第46条）ようにしており、作新学院大学副学長設置規程（第3条）において「副学長は、学長を補佐し、その命を受けて大学の重要な事項についての校務を掌る。」としています。その職務については同規程に定めています。
- ② 学部長の役割については作新学院大学学則（第47条）、作新学院大学大学院学則（第7条）及び作新学院大学女子短期大学部学則（第44条）において「学部長は、学長を補佐し、その命を受けて学部内の教学運営業務を遂行し、業務を処理するとともに、学部に所属する教員を指揮監督する。」としています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています（大学学則第51条、大学院学則第8条、短期大学部学則第45条）。審議する事項については経営学部教授会規程（第3条）、人間文化学部教授会規程（第3条）、作新学院大学大学院経営学研究科委員会規程（第3条）及び心理学研究科委員会規程（第3条）、及び作新学院大学女子短期大学部教授会規程（第3条）に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼のもとでの社会的責任を十二分に果たしてゆかなければなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

- (1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。
 - ① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）
 - ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - ア-1 経営学部経営学科

経営学部経営学科は、自ら学び、自主的に自らを律して行動できる人材を育成することを教育理念としている。その実現に向け以下の能力を身につけ、「共通教育科目」及び「専門教育科目」に関する単位を修得した学生には、卒業を認定し、学士（経営学）の学位を与える。

また、免許や資格の取得を希望する学生には、高等学校教諭一種免許状（商業）、日商簿記検定、ＩＴパスポート、基本情報技術者、公認会計士、税理士などの取得を積極的に支援する。

1. 建学の精神である「作新民」と教育理念である「自学自習」・「自主自律」の双方を理解し、かつ実践できる。
2. 「共通教育科目」と経営学部及び経営学科に配置の「専門教育科目」と「実践教育科目」をバランス良く学修して、現代社会で通用する職能的な専門知識を身につけている。
3. 経営・会計・情報に関する体系的な学修を自らの力で設計・履修し、所定の単位を修得できている。
4. 情報や知識を複眼的、論理的に分析し、自分の意見や研究成果を口頭や文章で的確に表現できるコミュニケーション・スキルを身につけている。
5. 一般企業（金融業・製造業・サービス業・金融機関・証券会社・会計事務所・観光産業など）の社員、公務員（一般行政職・警察官・消防士等）、教員、N P O 職員などとして、現代社会の発展に貢献できる能力とされる人格を身につけてい る。
6. 地域社会が抱える課題に向けて主体的に取り組むことができる。

ア－2 経営学部スポーツマネジメント学科

経営学部スポーツマネジメント学科は、自ら学び、自主的に自らを律して行動できる人材を育成することを教育理念としている。その実現に向け以下の能力を身につけ、「共通教育科目」及び「専門教育科目」に関する単位を修得した学生には、卒業を認定し、学士（経営学）の学位を与える。

また、資格の取得を希望する学生には、スポーツリーダー、健康運動実践指導者、健康運動指導士などの取得を積極的に支援する。

1. 建学の精神である「作新民」と教育理念である「自学自習」・「自主自律」の双方を理解し、かつ実践できる。
2. 「共通教育科目」と経営学部及びスポーツマネジメント学科に配置の「専門教育科目」と「実践教育科目」をバランス良く学修して、現代社会で通用する専門的な知識を身につけている。
3. スポーツと経営に関する体系的な学修を自らの力で設計・履修し、所定の単位を修得できている。
4. 情報や知識を複眼的、論理的に分析し、自分の意見や研究成果を口頭や文章で的確に表現できるコミュニケーション・スキルを身につけている。
5. スポーツ関連企業、一般企業（製造業・サービス業など）各種スポーツの指導

者、公務員（一般行政職・警察官・消防士等）などとして、現代社会の発展に貢献できる能力と信頼される人格を身につけている。

6. 地域社会が抱える課題に向けて主体的に取り組むことができる。

ア－3 人間文化学部（発達教育学科・心理コミュニケーション学科）

人間文化学部（発達教育学科・心理コミュニケーション学科）は、自ら学び、自主的に自らを律して行動できる人材を育成することを教育理念としている。その実現に向けて以下の能力を身につけ、「共通教育科目」及び「専門教育科目」に関する単位を修得した学生には、卒業を認定し、学士（人間文化学）の学位を与える。また、免許や資格の取得を希望する学生には、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（国語）、高等学校教諭一種免許状（国語）、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害に関する教育の領域）、司書教諭資格、図書館司書、認定心理士、公認心理師受験資格、日本語教員、ITパスポートなどの取得を積極的に支援する。

1. 建学の精神である「作新民」と教育理念である「自学自習」・「自主自律」の双方を理解し、かつ実践できる。

2. 「共通教育科目」と人間文化学部配置の「専門教育科目」をバランス良く学修して、現代社会で通用する専門的な知識を身につけている。

3. 教育学と心理学のいづれかを学修の中核に定めた上で、人間と文化に関する体系的な学修を自らの力で設計・履修し、所定の単位を修得できている。

4. 情報や知識を複眼的、論理的に分析し、自分の意見や研究成果を口頭や文章で的確に表現できるコミュニケーション・スキルを身につけている。

5. 教員、心理職、公務員、また企業にあっては、深い人間理解に基づく指導力を持った人材として、現代社会の発展に貢献できる能力と信頼される人格を身につけている。

6. 地域社会が抱える課題に向けて主体的に取り組むことができる。

ア－4 大学院経営学研究科博士（前期）課程

作新学院大学大学院経営学研究科博士（前期）課程では、自ら学び、自らを律して行動できる人材を育成することを教育理念としている。その実現に向けて所定の期間在学し、以下の能力を身につけ、「基礎科目」「専攻科目」及び「関連科目」に関する単位の修得及び学位論文の審査に合格した者には、当該課程の修了を認定し、修士（経営学）の学位を与える。

1. 建学の精神である「作新民」と教育理念である「自学自習」・「自主自律」の双方を理解し、かつ実践することができる。

2. 経営学の専門分野における創造性・独創的な研究能力を身につけている。

3. 今日における多様な経営課題にたいする実践的な解決能力を身につけている。

4. 該博な知識と広い視野を備えた実務家・研究者としての資質を身につけている。

5. 産業界や地域社会をリードする高度な構想力と技術を持った実務家としての能力を身につけている。

ア－5 大学院経営学研究科博士（後期）課程

作新学院大学大学院経営学研究科博士（後期）課程は、博士号（Ph. D.）の称号が意味する物事の本質を見抜く能力を鍛え、広い視野から専門分野を俯瞰し、最先端の知識と見識を身につけ、より良い人間社会構築のために自らを律して発言し、行動できる人材を育成することを教育理念としている。

履修生はこの理念の実現を目指し所定の期間在学し、所定の科目の単位の修得及び学位論文の審査に合格することにより、博士（経営学）の学位を授与される。

この学位は、下記の能力を修得したと認められた者に授与されるものである。

1. 上述の教育理念を体現し、建学の精神である「作新民」として責任をもって発言し行動する能力。
2. 専門分野における創造性・独創的かつ高度で専門的な研究を続ける能力。
3. 多様な経営課題を正確に見抜き、それらに対する実践的な解決方法を創造する能力。
4. 博士号（Ph. D.）の称号に相応しい物事の本質を見抜く能力。
5. 産業界や地域社会を先導するに必要な高度な構想力と技術を持った実業家としての能力。

ア－6 大学院心理学研究科

作新学院大学大学院心理学研究科は、自ら学び、自主的に自らを律して行動できる人材を育成することを教育理念としている。その実現に向けて所定の期間在学し、以下の能力を身につけ、「必修科目」「選択必修科目群」に関する所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格した人には、当該課程の修了を認定し、修士（臨床心理学）の学位を与える。

1. 心理臨床の視点から幸福な社会を創造するための課題を発見し意識することができる。
2. クライアントの問題に対して、クライアントの権利を尊重するとともに、臨床心理学の専門的な視点から思考・判断できる。
3. 心理面接、心理査定を実践できる。
4. 臨床心理学的な諸問題を発見し、専門的な視点から問題解決に必要な学術研究ができる。

ア－7 女子短期大学部幼児教育科

作新学院大学女子短期大学部は、自ら学び、自主的に自らを律して行動できる女性を育成することを教育理念としている。その実現に向け以下の能力を身につけ、教養教育及び幼児教育に関する所定の単位を修得した場合には、卒業を認定し、短期大学士の学位を与える。

また、本学幼児教育科は、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得を積極的に支援する。

[知識・理解]

1. 諸領域（人と自然・人と社会・人と文化・言語・情報・キャリア形成）の学問分野における基礎的知識を持っている。

2. 幼児教育の基本的知識を体系的に理解している。また、幼児教育の歴史、社会や自然と関連づけて理解している。

[技能]

3. 情報や知識を複眼的、論理的に分析し、自分の意見を口頭や文章で的確に表現できるコミュニケーション・スキルを身につけている。

4. 幼児教育の知識・理解に基づいた幼児教育の方法や技術を修得している。

5. 音楽・図画工作・体育の技術と表現を身につけ、乳幼児に指導できる。

[態度・志向性]

6. 自学自習・自主自律を実践できる。

7. 他者と強調・協働して行動できる。また、目標実現のためにリーダーシップを発揮できる。

8. 地域社会が抱える課題、特に幼児教育の課題に向けて主体的に取り組むことができる。

[統合的な学習経験と創造的思考力]

9. 理論（日々の学び）と実践（各種実習）を往還する省察と改善の態度を身に付けている。

10. 積極的にボランティア活動に取り組むことができる。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

イー1 経営学部経営学科

1. 経営学部経営学科は、建学の精神と教育理念に基づく学部の教育上の目的を達成するために、必要な授業科目を開設し、体系的な教育課程を編成する。

2. 経営・会計・情報分野を基軸とし、「共通教育科目」（「初期導入教育科目」「リテラシー教育科目」「教養教育科目」と経営学部及び経営学科に配置の「専門教育科目」（「基礎ゼミナール」「学部共通科目」「学科共通科目」）・「実践教育科目」をバランス良く学修することで、現代社会で通用する専門的な知識を身につけられる教育課程を設定する。

3. 経営に関する体系的な学修を学生が自らの力で設計・履修できるよう、授業の到達目標及びテーマ、準備学習、授業の概要及び受講計画、成績評価法等をシラバスの中に明示する。

4. アクティブラーニングの効果を高めるために、少人数制の授業や演習・ゼミナールを重視する。特にゼミナール（基礎ゼミナール1・2と研究ゼミナール1～6）は、2年生から4年生まで必修とし、担当教員が適切に指導する。

5. 演習担当教員は、クラス担任として学生一人一人と向き合い、学生の学修状況や生活状況、キャリアプラン等を把握して、適切な指導・助言を行い、現代社会の発展に貢献できる能力と信頼される人格を身につけさせる。

6. 教育課程の編成にあたっては、学生一人一人に対して4年間で履修する科目を通して獲得すべき能力をシラバスに具体的に示し、実社会における課題発見や課題解決につながる能力の獲得を保証する。特に地域社会がかかえる問題解決に役

立つ実践的な知識や能力の獲得を保障する。

7. 非漢字圏を含めた留学生を積極的に受け入れ、「共通教育科目」経営学部及び経営学科に配置の「専門教育科目」と「実践教育科目」の学修を通して日本語運用能力の向上と、異文化理解が進むよう支援する。また日本人学生が国際的な感覚を養う手助けとして交換留学制度を活用する。
8. 学修を円滑に進めるべく、「カリキュラムツリー」や「カリキュラムマップ」を導入し、学びの可視化を図る。
9. アクティブラーニングを支える諸施設（ラーニングコモンズや図書館、情報センターなど）を有効活用できるように、基礎ゼミナールや各学年で開講される研究ゼミナールにおいてその利用方法についての指導を実施する。

イー2 経営学部スポーツマネジメント学科

1. 経営学部経営学科は、建学の精神と教育理念に基づく学部の教育上の目的を達成するために、必要な授業科目を開設し、体系的な教育課程を編成する。
2. スポーツを経営面で支える視点を基軸とし、「共通教育科目」（「初期導入教育科目」「リテラシー教育科目」「教養教育科目」）とスポーツマネジメント学科に配置の「専門教育科目」（「基礎ゼミナール」「学部共通科目」「学科共通科目」）・「実践教育科目」をバランス良く学修することで、現代社会で通用する専門的な知識を身につけられる教育課程を設定する。
3. 経営に関する体系的な学修を学生が自らの力で設計・履修できるよう、授業の到達目標及びテーマ、準備学修、授業の概要及び受講計画、成績評価法等をシラバスの中に明示する。
4. アクティブラーニングの効果を高めるために、少人数制の授業や演習・ゼミナールを重視する。特にゼミナール（基礎ゼミナール1・2と研究ゼミナール1～6）は、2年生から4年生まで必修とし、担当教員が適切に指導する。
5. 演習担当教員は、クラス担任として学生一人一人と向き合い、学生の学修状況や生活状況、キャリアプラン等を把握して、適切な指導・助言を行い、現代社会の発展に貢献できる能力と信頼される人格を身につけさせる。
6. 教育課程の編成にあたっては、学生一人一人に対して4年間で履修する科目を通して獲得すべき能力をシラバスに具体的に示し、実社会における課題発見や課題解決につながる能力の獲得を保証する。特に地域社会がかかえる問題解決に役立つ実践的な知識や能力の獲得を保証する。
7. スポーツマネジメントに関する演習を設定して、プロスポーツや地域スポーツや健康増進活動に関する実践的な学修ができるようにする。
8. 学修を円滑に進めるべく、「カリキュラムツリー」や「カリキュラムマップ」を導入し、学びの可視化を図る。
9. アクティブラーニングを支える諸施設（ラーニングコモンズや図書館、情報センターなど）を有効活用できるように、基礎ゼミナールや各学年で開講される研究ゼミナールにおいてその利用方法についての指導を実施する。

イー3 人間文化学部

1. 人間文化学部（発達教育学科・心理コミュニケーション学科）は、建学の精神と教育理念に基づく学部の教育上の目的を達成するために、必要な授業科目を開設し、体系的な教育課程を編成する。
2. 「共通教育科目」（「初期導入教育科目」「リテラシー教育科目」「教養教育科目」と人間文化学部配置の「専門教育科目」（発達教育学科においては「初等教育専門科目」「特別支援教育専門科目」「中等教育専門科目」、心理コミュニケーション学科においては「心理系専門教育科目」「コミュニケーション系専門教育科目」から。）をバランス良く学修することで、現代社会で通用する専門的な知識を身につけられる教育課程を設定する。
3. 人間と文化に関する体系的な学修を学生が自らの力で設計・履修できるよう、授業の到達目標及びテーマ、準備学習、授業の概要及び授業計画、成績評価法等をシラバスの中に明示する。
4. アクティブラーニングの効果を高めるために、少人数制の授業や演習を重視する。特に演習は、1年生から4年生まで必修とする。4年生の卒論指導演習では、学生自ら設計して体系的に履修して来た人間文化学部の学修成果を卒業論文という形で発表できるよう、担当教員が適切に指導する。
5. 演習担当教員は、クラス担任として学生一人一人と向き合い、学生の学修状況や生活状況、キャリアプラン等を把握して、適切な指導、助言を行い、現代社会の発展に貢献できる能力と信頼される人格を身につけさせる。
6. 教育課程の編成にあたっては、学生一人一人に対して4年間で履修する科目を通して獲得すべき能力をシラバスに具体的に示し、実社会における課題発見や課題解決につながる能力の獲得を保証する。特に地域社会がかかえる問題解決に役立つ実践的な知識や能力の獲得を保証する。
7. アクティブラーニングを支える諸施設（ラーニングコモンズや図書館、情報センターなど）を有効活用できるように、基礎ゼミナールや各学年で開講される演習科目においてその利用方法についての指導を実施する。

イー4 大学院経営学研究科博士（前期）課程

作新学院大学大学院経営学研究科博士（前期）課程では、以下のような理念に基づく教育課程を編成している。

1. 建学の精神と教育理念に基づく研究科の教育上の目的を達成するために、必要な講義及び演習科目を開設し、体系的な教育課程を編成する。
2. 企業や組織が抱える問題の発見と解決に向けた、理論と実践の融合を意図した教育課程を編成する。
3. 必修科目、選択科目等の区別による、専攻分野の体系的な学修・研究機会を提供する。
4. 少人数教育を基本とする学修形態を提供する。
5. 論文指導は指導教授を中心としつつも、関連する専門分野の教員が相互に論文

指導をサポートする体制を保証する。

イー5 大学院経営学研究科博士（後期）課程

作新学院大学大学院経営学研究科博士（後期）課程では、以下のような教育課程を編成している。

1. 建学の精神と教育理念に基づく教育目的を達成するために有効な科目からなるカリキュラムと体系的な教育プロセス。
2. 社会や社会を構成する企業をはじめとするあらゆる組織が抱える問題の発見と解決に役立つ、高度で専門的な理論の修得とその実践能力育成に有効な教育課程。
3. 必修科目、選択科目等の区別による、専攻分野の体系的な学修と研究機会の提供。
4. 少人数教育を基本とする教育体制。
5. 指導教授を中心とし、関連する分野を専門とする教員が相互に論文指導をサポートする体制。

イー6 大学院心理学研究科

1. 現代社会が抱える問題に対して臨床心理の面からの解決できる専門的な能力獲得の機会を提供する。
2. 必修科目、選択科目等の区別による、専攻分野の体系的な学習・研究機会を提供する。
3. 実習や演習を必修とし、本研究科附属の相談施設及び学外施設での実習機会を保証する。
4. 心理臨床に携わる高度専門職業人の養成に適合した教育を保証する。
5. 少人数教育を基本とする学修体制を保証する。

イー7 女子短期大学部幼児教育科

1. 作新学院大学女子短期大学部は、学科の教育上の目的を達成するために、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。
2. 作新学院大学女子短期大学部は、豊かな教養、深い専門的な知識、実践的な技能を身につけて地域社会の課題に取り組むことができる人材を育成するために、理論科目と実践科目を適切に配置する。
3. 作新学院大学女子短期大学部は、ディプロマ・ポリシーに定めた卒業までに修得すべき知識・理解、技能、態度・志向性、統合的な学習経験と創造的思考力、等をシラバスの中に明示する。
4. 幼児教育科は、幼児教育の専門家に求められる豊かな教養を培う教養科目群を開設する。
5. 幼児教育科は、幼児教育の実践に必要な専門的知識・技能を培う専門科目群を開設する。
6. 幼児教育科は、理論と実践を往還する実習科目群を開設する。
7. 幼児教育科は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度を目安として採点する。

8. 幼児教育科は、評価の客観性を担保するため、学習成果の評価の観点をシラバス内で、①保育者観、②知識・技能、③実践力と実務能力、④人間性と協働性と明示し、複層的な積み上げによる成績評価を行う。

9. 幼児教育科は、自主性・主体性を引き出すために、学生と教員とのコミュニケーションを大切にした学生参加型の授業を行う。

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

ウー1 経営学部経営学科

経営学部経営学科は、入学者として以下のような人を求めている。

企業の経営や社会の仕組み及びその活動を支える会計やコンピューターに興味・関心を持ち、高等学校等において身につけた基礎的な知識や技能、思考力、表現力、主体性、協働性を、大学4年間の学修を通して、教員、NPO職員、一般企業、公務員などとして就業・活動できる水準にまで向上させようという意志を持っている人。

[大学入学までに身につけておくべき主な科目の内容]

高等学校における基礎的な学力・実技能力、又は、得意分野に関する優れた学力・実績を身につけていること。

【国語】基礎的な国語の知識、特に現代文の確かな知識。口頭や文章でコミュニケーションをとるための思考力・表現力。

【外国語（英語）】基礎的な英語力。

【地理歴史】基礎的な世界史・日本史・地理の知識。

【公民】基礎的な現代社会・倫理・政治経済の知識。

【数学】基礎的な数学の知識。

【職業学科（専門高校）】得意分野に関する優れた学力・実績。

【総合学科】得意分野に関する優れた学力・実績。

[入試区分ごとのアドミッションポリシー]

経営学部経営学科では、経営・会計・情報に関する興味・関心を持ち、高等学校等において身につけた基礎的な知識や技能、思考力、判断力、表現力、主体性、協働性を、多様な方法で調べるために、以下の入試区分を設ける。

【AO入試・吹奏楽AO入試（第1回・第2回・第3回）】

<AO入試>

1. 当該年度に高等学校を卒業見込みの人。
2. 本学への入学を第一志望とする人。
3. 志願書と面談及び出願書類により合否を判定する。

<吹奏楽AO入試>

1. 当該年度に高等学校を卒業見込みの人。
2. 本学への入学を第一志望とする人。
3. 本学で吹奏楽の活動を行いたい人。
4. 志願書と面談及び出願書類により合否を判定する。

【推薦入学試験（I期・II期）】

<一般推薦（Ⅰ期 専願・併願、Ⅱ期 専願）>

1. 学業、人物ともに良好であり、高等学校全体の評定平均値が原則として3.0以上の人。
2. 出身高等学校長より推薦された人（Ⅰ期にあっては専願・併願、Ⅱ期にあっては専願の人）。
3. グループ面接、調査書及び推薦書を総合して合否を判定する。

<指定校推薦（専願）>

1. 本学が指定する対象校に在籍する人で、出身高等学校長より推薦された人。
2. 学業、人物ともに良好な人。
3. グループ面接、調査書及び推薦書を総合して合否を判定する。

<スポーツ推薦（専願）>

1. スポーツ活動による顕著な功績を持つ人で、出身校等学校長より推薦された人。
2. 学業、人物ともに良好な人。
3. グループ面接により合否を判定する。

【一般入学試験（第1回・第2回・第3回）】

1. 当該年度までに高等学校を卒業又は卒業見込みの人。
2. 当該年度までに高等学校卒業、またはそれと同程度の学力を持つ人。
3. 英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現）と国語（国語総合<現代文のみ>）試験により合否を判定する。

【一般入学試験 センター試験利用（Ⅰ期及びⅡ期）】

1. 当該年度に大学入試センター試験に出願し、本学が指定した教科・科目を受験した人。
2. 当該年度までに高等学校を卒業又は卒業見込みの人。
3. 本学が指定する科目は、「国語（近代以降の文章）」と「英語（リスニングを除く）」より1科目、「地理歴史（世界史B 日本史B 地理B）」と「公民（現在社会 倫理 政治・経済 倫理、政治・経済）」と「数学（数学I・数学A）」より1科目とし、本学での個別学力試験は課さない。

【特別選抜入学試験 社会人・シニア】

1. 高等学校を卒業した人。
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した人。
3. 学校教育法施行規則第150条の規定により、「高等学校を卒業した者又はこれに準ずる者」で、次の1)から4)のいずれかに該当する人。
 - 1) 外国人において学校教育に12年の課程を修了した人、又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定した人。
 - 2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人。
 - 3) 文部科学大臣が指定した人。

- 4) 高等学校卒業程度認定試験に合格した人（大学入学資格検定合格者を含む）。

ウー2 経営学部スポーツマネジメント学科

経営学部スポーツマネジメント学科は、入学者として以下のような人を求めてい る。

プロスポーツの運営やスポーツビジネス、地域のスポーツ振興、スポーツを通じた健康増進啓発活動などに興味・関心を持ち、高等学校等において身につけた基礎的な知識や技能、思考力、表現力、主体性、協働性を、大学4年間の学修を通して、会社員や公務員、銀行員、スポーツに関わるビジネスパーソン、として就業・活動できる水準にまで向上させようという意志を持っている人。

[大学入学までに身につけておくべき主な科目の内容]

高等学校における基礎的な学力・実技能力、又は、得意分野に関する優れた学力・実績を身につけていること。

【国語】基礎的な国語の知識、特に現代文の確かな知識。口頭や文章でコミュニケーションをとるために思考力・表現力。

【外国語（英語）】基礎的な英語力。

【地理歴史】基礎的な世界史・日本史・地理の知識。

【公民】基礎的な現代社会・倫理・政治経済の知識。

【数学】基礎的な数学の知識。

【職業学科（専門高校）】得意分野に関する優れた学力・実績。

【総合学科】得意分野に関する優れた学力・実績。

[入試区分ごとのアドミッションポリシー]

経営学部スポーツマネジメント学科では、スポーツを経営面から支える事に興味・関心を持ち、高等学校等において身につけた基礎的な知識や技能、思考力、判断力、表現力、主体性、協働性を、多様な方法で調べるため、以下の入試区分を設ける。

【AO入試・吹奏楽AO入試（第1回・第2回・第3回）】

<AO入試>

1. 当該年度に高等学校を卒業見込みの人。
2. 本学への入学を第一志望とする人。
3. 志願書と面談及び出願書類により合否を判定する。

<吹奏楽AO入試>

1. 当該年度に高等学校を卒業見込みの人。
2. 本学への入学を第一志望とする人。
3. 本学で吹奏楽の活動を行いたい人。
4. 志願書と面談及び出願書類により合否を判定する。

【推薦入学試験（Ⅰ期・Ⅱ期）】

<一般推薦（Ⅰ期 専願・併願、Ⅱ期 専願）>

1. 学業、人物ともに良好であり、高等学校全体の評定平均値が原則として 3.0 以上の人。
2. 出身高等学校長より推薦された人（Ⅰ期にあっては専願・併願、Ⅱ期にあっては専願の人）。
3. グループ面接、調査書及び推薦書を総合して合否を判定する。

<指定校推薦（専願）>

1. 本学が指定する対象校に在籍する人で、出身高等学校長より推薦された人。
2. 学業、人物ともに良好な人。
3. グループ面接、調査書及び推薦書を総合して合否を判定する。

<スポーツ推薦（専願）>

1. スポーツ活動による顕著な功績を持つ人で、出身校等学校長より推薦された人。
2. 学業、人物ともに良好な人。
3. グループ面接により合否を判定する。

【一般入学試験（第1回・第2回・第3回）】

1. 当該年度までに高等学校を卒業又は卒業見込みの人。
2. 当該年度までに高等学校卒業、またはそれと同程度の学力を持つ人。
3. 英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現）と国語（国語総合＜現代文のみ＞）試験により合否を判定する。

【一般入学試験 センター試験利用（Ⅰ期及びⅡ期）】

1. 当該年度に大学入試センター試験に出願し、本学が指定した教科・科目を受験した人。
2. 当該年度までに高等学校を卒業又は卒業見込みの人。
3. 本学が指定する科目は、「国語（近代以降の文章）」と「英語（リスニングを除く）」より 1 科目、「地理歴史（世界史 B 日本史 B 地理 B）」と「公民（現在社会 倫理 政治・経済 倫理、政治・経済）」と「数学（数学 I ・ 数学 A）」より 1 科目とし、本学での個別学力試験は課さない。

【特別選抜入学試験 社会人・シニア】

1. 高等学校を卒業した人。
2. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した人。
3. 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、「高等学校を卒業した者又はこれに準ずる者」で、次の 1)から 4) のいずれかに該当する人。
 - 1) 外国人において学校教育に 12 年の課程を修了した人、又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定した人。
 - 2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人。
 - 3) 文部科学大臣が指定した人。
 - 4) 高等学校卒業程度認定試験に合格した人（大学入学資格検定合格者を含

む)。

ウー3 人間文化学部

人間文化学部（発達教育学科・心理コミュニケーション学科）は、入学者として以下のような人を求めている。

1. 発達教育学科

- ・ 発達教育学科では、児童・生徒の教育に興味・関心を持ち、高等学校等において身につけた基礎的な知識や技能、思考力、判断力、表現力、主体性、協働性を、大学4年間の学修を通して小学校や中学校、高等学校、特別支援学校等の教育現場で勤務できる水準にまで向上させようという意志を持っている人。

2. 心理コミュニケーション学科

- ・ 心理コミュニケーション学科では、人間の心理（心理学）、社会の中の人間（社会学）、言語や文学（言語学・日本文学など）に興味を持ち、高等学校等において身につけた基礎的な知識や技能、思考力、判断力、表現力、主体性、協調性を、大学4年間の学修を通して臨床心理士、公認心理師、日本語教員、公務員、企業の社員などとして勤務できる水準にまで向上させようという意志を持っている人。

[大学入学までに身につけておくべき主な科目の内容]

高等学校における基礎的な学力・実技能力、又は、得意分野に関する優れた学力・実績を身につけていること。

【国語】基礎的な国語の知識や読解力、特に現代文の確かな読解力。口頭や文章でのコミュニケーションをとるための思考力・表現力。

【外国語（英語）】基礎的な英語力。

【地理歴史】基礎的な世界史・日本史・地理の知識。

【公民】基礎的な現代社会・倫理・政治経済の知識。

【数学】基礎的な数学の知識。

【職業学科（専門高校）】得意分野に関する優れた学力・実績。

【総合学科】得意分野に関する優れた学力・実績。

[入試区分ごとのアドミッションポリシー]

人間文化学部（発達教育学科・心理コミュニケーション学科）では、人間と文化に関する興味・関心を持ち、高等学校等において身につけた基礎的な知識や技能、思考力、判断力、表現力、主体性、協働性を、多様な方法で調べるため、以下の入試区分を設ける。

【AO入試・吹奏楽AO入試（第1回・第2回・第3回）】

<AO入試>

1. 当該年度に高等学校を卒業見込みの人。

2. 本学への入学を第一志望とする人。

3. 志願書と面談及び出願書類により合否を判定する。

<吹奏楽AO入試>

1. 当該年度に高等学校を卒業見込みの人。
2. 本学への入学を第一志望とする人。
3. 本学で吹奏楽の活動を行いたい人。
4. 志願書と面談及び出願書類により合否を判定する。

【推薦入学試験（Ⅰ期・Ⅱ期）】

<一般推薦（Ⅰ期 専願・併願、Ⅱ期 専願）>

1. 学業、人物ともに良好であり、高等学校全体の評定平均値が原則として3.0以上の人。
2. 出身高等学校長より推薦された人（Ⅰ期にあっては専願・併願、Ⅱ期にあつては専願の人）。
3. グループ面接、調査書及び推薦書を総合して合否を判定する。

<指定校推薦（専願）>

1. 本学が指定する対象校に在籍する人で、出身高等学校長より推薦された人。
2. 学業、人物ともに良好な人。
3. グループ面接、調査書及び推薦書を総合して合否を判定する。

<スポーツ推薦（専願）>

1. スポーツ活動による顕著な功績を持つ人で、出身高等学校長より推薦された人。
2. 学業、人物ともに良好な人。
3. グループ面接により合否を判定する。

【一般入学試験（第1回・第2回・第3回）】

1. 当該年度までに高等学校を卒業又は卒業見込みの人。
2. 当該年度までに高等学校卒業、またはそれと同程度の学力を持つ人。
3. 英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現）と国語（国語総合〈現代文のみ〉）試験により合否を判定する。

【一般入学試験 センター試験利用（Ⅰ期及びⅡ期）】

1. 当該年度に大学入試センター試験に出願し、本学が指定した教科・科目を受験した人。
2. 当該年度までに高等学校を卒業又は卒業見込みの人。
3. 本学が指定する科目は、「国語（近代以降の文章）」と「英語（リスニングを除く）」より1科目、「地理歴史（世界史B 日本史B 地理B）」と「公民（現在社会 倫理 政治・経済 倫理、政治・経済）」と「数学（数学I・数学A）」より1科目とし、本学での個別学力試験は課さない。

【特別選抜入学試験 社会人・シニア】

1. 高等学校を卒業した人。
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した人。
3. 学校教育法施行規則第150条の規定により、「高等学校を卒業した者又はこれに準ずる者」で、次の1)から4)のいずれかに該当する人。

- 1) 外国人において学校教育に 12 年の課程を修了した人、又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定した人。
- 2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同様の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人。
- 3) 文部科学大臣が指定した人。
- 4) 高等学校卒業程度認定試験に合格した人（大学入学資格検定合格者を含む）。

ウー4 大学院経営学研究科博士（前期）課程

作新学院大学大学院経営学研究科博士（前期）課程では、幅広い視野と教養を身につけ、持続可能な社会の創造に挑戦し、未来を切り開く人材を養成する教育の実践を目的としている。本研究科の教育理念及び目的を理解し、企業経営・公共経営等の専門分野（組織・会計・ファイナンス・税務・情報マネジメント等）において、多様な知識、独創的な構想力、確実な分析力、豊かな情報発信能力をもって活躍することを目指す人。そしてなにより、真理探究への情熱と意欲に溢れる以下に該当する人を求めている。

1. 幅広い視野と教養を修得することにより、自身の専門に磨きをかけたい人。
2. 将来、地域企業や公的組織にて活躍することを目指している人。
3. 将来、産業界や国際ビジネスの分野にて活躍することを目指している人。

[入試区分ごとのアドミッションポリシー]

【博士（前期）課程（Ⅰ期・Ⅱ期）】

博士（前期）課程の出願資格については、次の各号のいずれかに該当する人とする。

1. 大学を卒業した者及び当該年度の 3 月卒業見込みの者。
2. 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び当該年度の 3 月までに授与される見込みの者。
3. 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者及び当該年度 3 月までに修了見込みの者。
4. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者。
5. 文部科学大臣の指定した者。
6. 大学に 3 年以上在学し、または外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者。
7. 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、当該年度 4 月 1 日までに 22 歳に達する者。

<一般・社会人・外国人留学入試>

小論文と口述試験を実施し、専門的な知識や経験及び論理的な思考力や表現力を審査する。

<企業推薦試験>

口述試験を実施し、専門的な知識や実務経験を審査する。

ウー5 大学院経営学研究科博士（後期）課程

本学の建学の精神と本研究科の教育理念を理解し、社会を構成する産官学の組織のマネジメントに必要な高度な知識、独創的な構想力、精緻な分析能力、説得力のある情報発信能力、そしてあらゆる事象の本質を見抜く能力を身に付けることを目指す人を求める。

従って、本学大学院博士前期課程修了者のみならず、他大学大学院の博士前期課程を修了した社会人、外国人留学生、企業推薦者を含む多様な背景を持ち、真理探求への情熱と意欲に溢れている以下に該当する人を歓迎する。

1. 視野を広げ、物事の本質を素早く的確に把握する能力を強化し、自身の専門に磨きをかけたい人。
2. 将来、民間企業、公的組織あるいは教育及び研究機関にて活躍することを目指している人。

[入試区分ごとのアドミッションポリシー（入試要項）]

【博士（後期）課程】

博士（後期）課程の出願資格は、次の各号のいずれかに該当すること。

1. 修士の学位を有する者及び当該年度3月までに取得見込みの者。
2. 外国において修士の学位に相当する学位を授与した者及び当該年度3月末までに取得見込みの者。
3. 文部科学大臣の指定した者。
4. 本大学院において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者。

<一般・外国人留学入試>

英語と口述試験を実施し、専門的な知識や経験を審査する。

<企業推薦試験>

口述試験を実施し、専門的な知識や経験を審査する。

ウー6 大学院心理学研究科

作新学院大学大学院心理学研究科は、幅広い教養と実践的な専門性を身につけ、高度化・複雑化する社会に伴う心身の健康や心の発達の問題に対して、臨床心理学的な知識と技能に基づいて対応できる高度専門職業人の養成を目的としている。このような教育目的に基づき、本研究科においては、本学人間文化学部の卒業生のみならず、他大学を卒業した者、心理学以外の専門領域の者、社会人、留学生等を問わず、以下に該当する人を求めている。

1. 心理学に関する基礎的・基本的な知識・技能を有する人。
2. 臨床心理学的な知識と技能に基づいて心身の健康や心の発達の問題に対応できる高度専門職業人を目指す人。
3. 臨床心理的支援に携わる者としての良識を有する人。

4. 自らの課題意識に基づき自己研鑽に努められる人。
5. 自らがこれまでに学んできたことと本研究科において学ぶ臨床心理学的専門性の知識の統合を図ろうとする人。

[入試区分ごとのアドミッションポリシー]

【修士課程（I期・II期）】

外国語科目（英語）と専門科目（心理学の基礎領域、臨床心理学領域）についての筆記試験および研究計画概要に基づく口述試験によって、心理学に関する基礎的・基本的な知識・技能、課題解決に必要な思考力・表現力等、主体的に取り組む態度を評価する。

修士課程の出願資格については、次の各号のいずれかに該当する人とする。

1. 大学を卒業した者及び当該年度の3月卒業見込みの者。
2. 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び当該年度の3月までに授与される見込みの者。
3. 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び当該年度3月までに修了見込みの者。
4. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者。
5. 文部科学大臣の指定した者。
6. 大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者。
7. 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、当該年度4月1日までに22歳に達する者。

ウー7 女子短期大学部幼児教育科

作新学院大学女子短期大学部幼児教育科は、以下のような人材を求めている。

[知識・技能]

1. 幼児教育の専門的知識・技能を学ぶための基礎的学力のある人。

[思考力・判断力・表現力]

2. 幼児教育を学ぶのに必要なコミュニケーション能力のある人。

3. 保育者としての資質を身につけ、社会に貢献したいと考えている人。

[主体性・協働性]

4. 協調性があり、他者への思いやりのある人。

5. 建学の精神である「作新民」に共感して、自ら成長する意欲のある人。

6. 教育理念である「自学・自習、自主・自律」に共感して、主体的に学ぶ意欲のある人。

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

- ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性の在る中期的な計画の策定・実行・評価・改善（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神（理念）に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 常任（勤）理事は、寄附行為等関連規程ならびに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。

イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動にかかるPDCAを毎年度明示します。

イ 教員個々の授業能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価（大学学則第4条、短期大学部学則第4条、大学評価委員会規程、経営学部自己点検・評価委員会内規、人間文化学部自己点検・評価委員会内規、短期大学部自己点検・評価委員会規程）

① 認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画

を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係る情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携 (*大学・短期大学部地域協働広報センター規程*)

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「地の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、产学、官学、産産等の結節点として機能します。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。
- ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守 (法人規程)

(1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。(*大学・短期大学部危機管理規程、大学・短期大学部キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程、大学・短期大学部における競争的資金等の取扱いに関する規程*)
 - ア 大規模災害
 - イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。(*大学・短期大学部学生の厚生・指導に関する規程、大学減災・リスクマネジメント推進センター規程、大学・短期大学部個人情報に関する基本方針*)
 - ア 学生・生徒等の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策
- ③ 事業継続計画の策定に取組みます。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）（学校法人船田教育会情報公開規則）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営、教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営、教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置づけとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5－1 情報公開の充実

（1）法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業判定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業者又は修了者並びに進学者数及び就職者数
その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公開

- ア 財産目録・貸借対照表・收支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準

力 事業報告書

※内容例 1) 法人の概要

- ・学校法人としての住所・連絡先
- ・理事・監事・評議員の氏名
- ・理事・監事の略歴（所属機関や職業等）
- ・関係する学校法人

2) 事業の概要

- ・主な事業の目的・計画及びその進捗状況

3) 財務の概要

- ・収支及び財産の（財産目録、貸借対照表、収支決算書）の状況（経年比較等を活用）
- ・経営改善に取組んでいれば、その改善策

（2）自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携並びに産学官連携

② 学校法人に関する情報公開

- ア 中期的な計画
- イ 経営改善計画
- ウ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報

（3）情報公開の工夫等

- ① 上記（1）②及び（2）②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③ 公開方法は、インターネットを使ったweb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

おわりに

日本における全大学数の約8割を担う私立大学は学部教育を中心に我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に貢献している。また、私立大学は地域社会における高等教育へのアクセス機会の均等と知的基盤としての役割も同時に果たしてきている。

今後とも、私立大学が我が国に寄与し貢献していくためにも、私立大学が、主体性を重んじ公共性を高め自律的な「私立大学版ガバナンス・コード」を制定し、それを規範として運用することにより、適切なガバナンスを確保し、強固な経営基盤をもとにした新しい大学づくりを進めていくことが必要である。

そして、私立大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、私立大学の社会的責任を全うすることにより、私立大学が社会からの信頼に応え、さらなる社会の支援につながることを期待している。

令和2(2020)年3月25日 初版発行

著作・編集 学校法人 船田教育会

〒321-3295 栃木県宇都宮市竹下町908番地

TEL 028-667-7111

FAX 028-667-7110